

鳥取藝住実行委員会 会則

(名 称)

第1条 本会は、鳥取藝住実行委員会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

(目 的)

第3条 鳥取県とアーティストリゾートとっとり芸術祭実行委員会が主催し、2014年度、2015年度に県内10カ所程度で開催したアーティスト・イン・レジデンス・フェスティバル「鳥取藝住祭」は、国内外のアーティストによる鳥取県内での滞在制作・展示活動（アーティスト・イン・レジデンス）を促進し、アーティストの活動を地域活性化につなげ、鳥取の豊かな自然に囲まれて地域住民とふれ合いながら創造活動ができる鳥取県の魅力を広く発信することを可能としてきた。そして、「鳥取藝住祭」開催地域では、空き家などの再生が進み地域住民の新たな交流拠点が生まれたり、アーティスト等の移住が促進されたりといった成果が見られるようになった。

本会は、この「鳥取藝住祭」の成果をさらに発展させ、創造活動を重視するという鳥取のイメージ形成とそれによる全国、世界への鳥取の情報発信を継続・強化することにより、鳥取の人々の創造性の涵養・発揮や鳥取への創造人材の移住・定住を促進すること（鳥取藝住の推進）を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取における創造活動についての鳥取県内外への情報発信に関すること
- (2) 鳥取県内で創造活動を行う個人や団体同士の連携に関すること
- (3) 創造人材の鳥取への移住・定住の促進に関すること
- (4) その他、鳥取藝住の推進に向け必要なこと

(会 員)

第5条 本会は、次に掲げる者を会員として構成する。

- (1) 芸術を活用した地域のまちづくり事業等に参画している者で、本会設立時に構成員となった者
- (2) 前号に掲げる者のほか、本会の目的への賛意を表明し、入会が承認された者

(役 員)

第6条 本会には、役員として理事3名以上及び監事1名を置く。

- 2 理事及び監事は会員の総意によって選任する。
- 3 理事の互選により、代表1名、副代表1名を選出し、前者を委員長、後者を副委員長と称する。

(役員の仕事)

第7条 理事は理事会を構成し、会務の円滑な遂行に必要な事項を審議する。

- 2 委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、財務を監査する。

(任 期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第9条 本会の会議として全会員を構成員とする総会を置く。

- 2 総会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。
- 3 委員長が総会に出席できない場合は、副委員長が議長となる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第10条 総会は、次の各号に掲げる事項について、決定する。

- (1) 第4条に定める事業に関する事項
- (2) その他、本会の運営に係る重要な事項

(委員長の専決処分)

第11条 委員長は、総会を召集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、鳥取大学地域学部竹内研究室（所在地：〒680-8551 鳥取県鳥取市湖山町南4丁目101番地 電話番号：0857-31-5073）に置く。

(会計)

第13条 会計は、事務局内に置くこととする。

(経費)

第14条 本会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第15条 本会の会計期間は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。ただし、本会の設立した年については、設立の日を始まりとする。

(補則)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年7月28日から施行する。

平成29年6月21日 一部改訂（第11条 事務局所在地）

令和3年5月24日 一部改訂（第11条 事務局所在地）

令和4年9月16日 全面改訂